

日本金融ハイブリッド証券オープン（年1回決算型）

（愛称：ジェイブリッド年1）

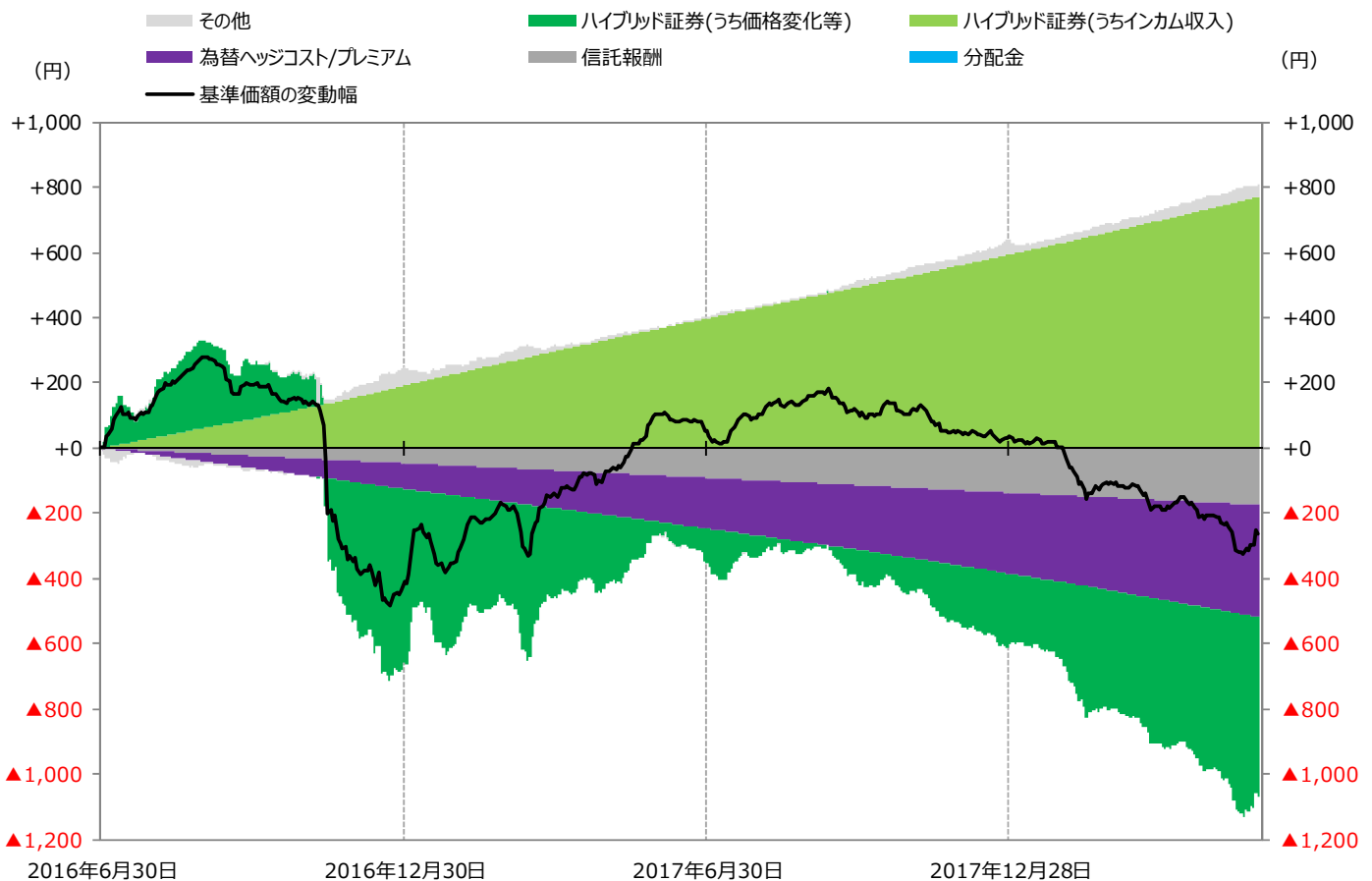
< 円ヘッジありコース >

当ファンドは特化型運用を行います

【 基準価額の変動要因分析 】

年1 円ヘッジありコース	設定来	当月	
	寄与度(円)	寄与度(円)	
ハイブリッド証券	+218	▲20	インカム収入・・・ハイブリッド証券のクーポン収入などです。
うちインカム収入	+771	+38	価格変化等・・・米国金利の低下や高利回り商品への投資意欲の高まり等がプラス要因、米国金利の上昇や信用リスクへの懸念等がマイナス要因となります。
うち価格変化等	▲553	▲59	為替ヘッジコスト/プレミアム・・・ドル/円為替ヘッジに伴うコスト/プレミアムです。現在は米国短期金利>日本短期金利であるため、コスト要因になっています。
為替ヘッジコスト/プレミアム	▲344	▲21	分配金・・・受益者の方にお支払いした分配金です。
分配金	+0	+0	信託報酬・・・年率0.9072%(税込)を日割りでご負担頂いています。
信託報酬	▲173	▲8	
その他	+38	▲4	
基準価額の変動幅	▲261	▲53	

【 基準価額の変動要因分析：日本金融ハイブリッド証券オープン(年1回決算型)円ヘッジありコース 】



・出所: Bloomberg等より作成

・期間: 2016年6月30日 ~ 2018年5月31日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

日本金融ハイブリッド証券オープン（年1回決算型）

（愛称：ジェイブリッド年1）

< 円ヘッジなしコース >

当ファンドは特化型運用を行います

【 基準価額の変動要因分析 】

年1 円ヘッジなしコース	設定来	当月
	寄与度(円)	寄与度(円)
ハイブリッド証券	+238	▲23
うちインカム収入	+838	+43
うち価格変化等	▲600	▲65
為替変動	+559	▲62
分配金	+0	+0
信託報酬	▲188	▲8
その他	+82	▲0
基準価額の変動幅	+692	▲93

インカム収入・・・ハイブリッド証券のクーポン収入などです。

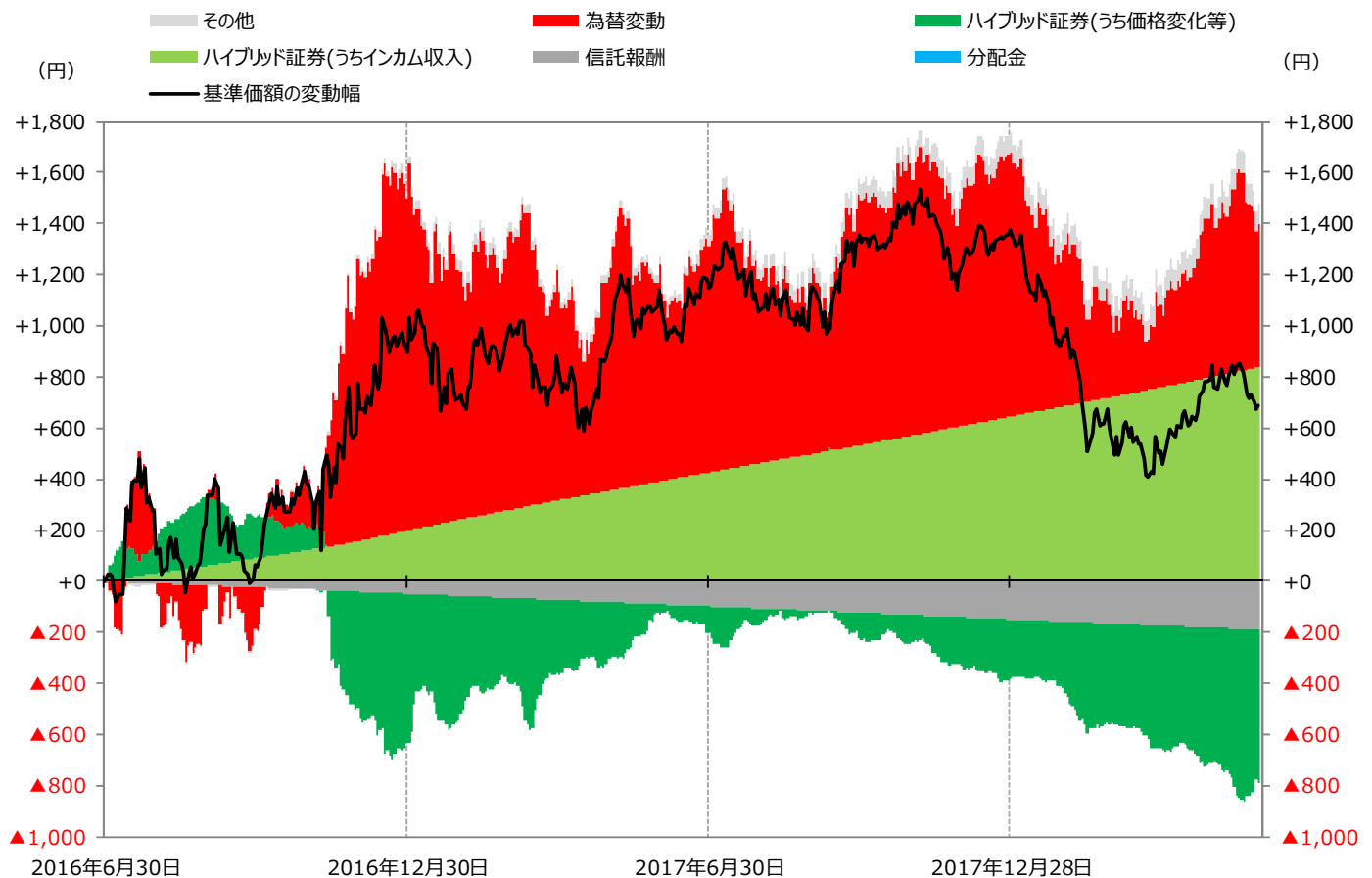
価格変化等・・・米国金利の低下や高利回り商品への投資意欲の高まり等がプラス要因、米国金利の上昇や信用リスクへの懸念等がマイナス要因となります。

為替変動・・・ドル/円為替変動によるものです(円安がプラス要因、円高がマイナス要因となります)。

分配金・・・受益者の方にお支払いした分配金です。

信託報酬・・・年率0.9072%(税込)を日割りでご負担頂いています。

【 基準価額の変動要因分析：日本金融ハイブリッド証券オープン(年1回決算型)円ヘッジなしコース 】



・出所: Bloomberg等より作成

・期間: 2016年6月30日 ~ 2018年5月31日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの主なリスクと留意点

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にて必ずご確認ください。

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）への投資に伴う固有のリスク

●弁済順位について

ハイブリッド証券は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、ハイブリッド証券の価値が大きく下落すること、または価値がなくなることあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

●繰上償還について

ハイブリッド証券には、繰上償還条項が設定されているものもあります。発行体の著しい業績悪化、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

●利息・配当の支払いについて

ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰上条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

●元本の削減等について

実質破綻時損失吸収条項が付されている場合、この条項のついた劣後債の発行体が実質的に経営破たんした時には、たとえ劣後事由（一般的に、破産法の適用・会社更生法の適用・民事再生法の適用等を指します。）が生じていなくても元本の削減等が行われます。

●制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

◆業種・銘柄集中投資のリスク

ファンドは、日本の金融機関グループが発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の業績・財務状況等に加え、金融業界全体に対する法令、規制等の変化による影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散して投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。

各ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

有価証券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。また、ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して、低い格付が格付機関により付与されています。

◆為替変動リスク

円ヘッジありコース

原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

円ヘッジなしコース

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。
- ◆ファンドは、ハイブリッド証券を主要投資対象としますが、発行・流通市場の需給関係等によっては、当初設定時の組入れに時間がかかることや、組入れたハイブリッド証券の繰上償還により、ハイブリッド証券の組入比率が低い状態が続く場合があります。
- ◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

・各ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄※が存在するファンドをいいます。

※支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

・各ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、一発行体あたりの構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、各ファンドの運用にあたっては、支配的な銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

<参考> 過去、マザーファンドにおいて投資比率が10%超となったことがある発行体（平成29年12月末現在）

・住友生命・第一生命・日本生命・三井住友フィナンシャルグループ・明治安田生命・みずほフィナンシャルグループ

※上記は過去の実績であり、将来の運用内容をお約束・保証するものではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、お申込みを受け付けません。
信託期間	平成33年6月11日まで（設定日 平成28年6月30日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
決算日	原則、6月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年1回）、収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お客さまにご負担いただく手数料等について

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にて必ずご確認ください。

購入時手数料	購入価額に 2.16%（税抜2.0%）を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.9072%（税抜0.84%） を乗じた額です。 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、各ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、各ファンドから支払われます。 ◆監査費用 各ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00432%（税抜0.0040%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他関係法人の概況

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第351号）であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。 信託財産の運用指図等を行います。 電話：0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時から午後5時） ホームページ・アドレス： http://www.sjnk-am.co.jp/
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社） 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。

日本金融ハイブリッド証券オープン(年1回決算型) 円ヘッジあり・なし(愛称 ジェイブリッド年1)

■販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

2018年5月31日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○		

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。